

大熊町 まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成 28 年 3 月

福島県 大熊町

目次

大熊町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたって	2
I. 基本的な考え方	3
1. 大熊町の人口ビジョンについて	3
2. 大熊町第二次復興計画の策定	4
II. 総合戦略策定に当たっての基本方針	5
1. 第二次復興計画における基本方針の取り込み	5
2. 実施計画と PDCA 管理体制の構築	7
3. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策 5 原則の実現	7
4. 大熊町における 6 つの基本目標	9
III. 基本目標を達成するための政策パッケージ	10
1. コミュニティ拠点の立ち上げ・整備を通じた町民の生活支援	10
2. 避難先での暮らしの快適性向上	15
3. 大熊町の次世代を担う子どもたちの育成	18
4. ふるさととの繋がり維持	21
5. 大川原を拠点とした町土の復興	23
6. 安全・安心なまちづくりの推進	26
IV. 今後の検討課題・留意事項	28
1. 大きな環境変化を伴う要因への注視（外部要因）	28
2. 第二次復興計画を推進するにあたっての体制・マンパワーの確保（内部要因）	28
3. 今後の検討課題・留意事項	29

大熊町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたって

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から5年が経過したが、依然として多くの町民の生活再建の見通しが立たない状況が続いている。そのような状況の下、大熊町は平成25年度に「大熊町復興まちづくりビジョン」を策定し、線量予測に基づいたこれからの町土復興の考え方を整理した。

さらに、避難生活が長期化する中、今の町民の暮らしや希望を支える取組がますます必要になっている。そのため、大熊町は、平成27年3月に、「大熊町復興まちづくりビジョン」を踏まえつつ、“避難先での安定した生活”に資する生活再建支援策と、将来的な“帰町を選択できる環境”の実現に向けた施策の両方を視野に入れた「大熊町第二次復興計画」を策定し、事業の実施を進めてきた。

第一次復興計画が策定された後も、東京電力賠償の第四次追補・中間貯蔵施設の受入れなど様々な環境変化がある。避難先で持ち家を購入する町民も増え、会津若松市からいわき市に移る方々も多くいる。中間貯蔵施設については、平成26年12月16日に大熊町として建設の受け入れはやむを得ないとの判断に至った。その一方で、国からは、“新生・浜通り”の実現に向けた「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想（平成26年6月）」や、大熊町の復興に向けた考え方を示した「大熊・双葉ふるさと復興構想（平成26年8月）」が発表されている。これらの構想では、国を挙げて浜通りの復興を推進することや、大熊町の復興計画を踏まえつつ大熊町の復興を強力に推し進めていくことが示されている。

このたび、大熊町は、第二次復興計画をベースとして、「ひと・まち・しごと創生総合戦略」を策定した。大熊町は本戦略の実行と、PDCA管理体制の構築を通じて、魅力あるまちづくりを推進し、町民の暮らしと、町土・双葉郡全体の復興を牽引していくことを目指していきたいと考えている。

Ⅰ. 基本的な考え方

1. 大熊町の人口ビジョンについて

大熊町の震災以前の人口は、微増傾向にあり、進学に伴う転出の傾向は見られたものの、福島第一原子力発電所関連の産業を主幹産業として、20代から30代の生産年齢人口の転入も多く、極端な少子高齢化の傾向は見られなかった。

しかしながら、平成23年（2011）年に発生した東日本大震災とこれに起因する福島第一原子力発電所の事故の影響で、当町は全域が警戒区域に指定され、平成28年3月現在においても、全町が避難中である。生産年齢人口の町離れは進み、避難先で新たな生活を開始する町民も多くなっており、町民の帰町意欲は薄れつつある。実際の人口も、平成23年3月11日時点の人口（11,505人）を境として、減少を続けている。

また、将来の避難指示解除の時期が明確ではなく、帰還困難区域の除染計画も未定である等、町の将来を考えるに当たって、不確定かつ影響の大きな要素が多く存在し、将来の人口予測を行うことが著しく困難である。このため、「大熊町まち・ひと・しごと人口ビジョン」においては、町として、まずは町の復興に全力を尽くし、目標とするまちづくりを実現させることによって、町への帰還者や新たな定住者を増やすことを基本的な考え方としている。

具体的には、当町は、平成25年度に「大熊町復興まちづくりビジョン」を策定した。このビジョンにおいて、町は大川原地区を、大熊町復興拠点として位置付け、諸機能が集約したコンパクトな市街地を整備することとし、居住人口規模は、以下のとおり約3,000人程度を想定している。

- ・ 帰還される町民の方々 : 約1,000人
- ・ 町外からの住民の方々 : 約2,000人（研究者や施設従事者等）

さらに中間貯蔵施設の設置や、仕事、家族、住まいの購入など、様々な要因により、すでに町に戻ることはできない町民も多数存在している。また、町民にとって、医療・福祉等を始めとする必需的な対人社会サービスの享受にも不都合が生じている状況が発生している。このような状況に対して、原子力災害避難者特例法による救済や、出張所などを通じた町におけるサービス提供を行っているものの、限界があるのが実情である。したがって今後は、必需的な対人社会サービスを十分受けるためには、避難先自治体への住民票の異動も一つの選択肢になる場合がある。

このため、当町としては、現在の町民数の維持を目標にするのではなく、前述のとおり大熊町復興拠点への3,000人居住計画を第一の目標において、施策・事業を展開する。他方で、町からの情報提供等を通し、町と町民のつながりを維持するための出来る限りの努力を続け、町土復興を推進することで、将来的に、町民が戻りたいと考えた時に町に帰ることのできる環境の整備に努めることとする。

2. 大熊町第二次復興計画の策定

(1) 大熊町第二次復興計画について

大熊町では、平成 27 年 3 月に、大熊町第二次復興計画を策定した。本計画の策定に当たっては、福島第一原子力発電所の事故後の経緯や、将来の環境変化を勘案しつつ、「町民生活再建支援」と「町土復興」に関する、今後 10 年間の町の基本方針を取りまとめた。

策定の方法として、初めに、アンケート調査による町民ニーズと、ヒアリング調査による職員の課題認識の両方の視点から、課題をテーマごとに分類した。その後、3 年後、5 年後、10 年後の各時点について、「目指す姿」を設定し、これに向かって取り組むべき施策・事業を時系列で整理した。さらに、整理した施策・事業を着実かつ一体的・効果的に実施するため、分野横断的な 6 つの「重点施策」を設定した。最後に、新たな区域見直しや賠償の継続期間など、未だ不確定な外部要因を整理し、今後の検討課題や留意事項を整理した。

(2) 国の総合戦略との関係

国の総合戦略においては、①地方における安定した雇用を創出する、②地方への新しい人の流れを作る、③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、といった 4 つの基本目標が掲げられている。大熊町においても、この基本目標を念頭に置きながら、町の基本目標を設定することとする。

しかしながら、大熊町においては、平成 28 年 3 月時点において、全町が避難中という特殊状況下であり、まち・ひと・しごと創生のコンセプトをそのまま取り込むことは困難である。このため、まずは復興計画をベースとし、「町民生活再建」や「町土復興」に資する事業に重点的に取り組むこととしたい。その上で、国の総合戦略に合致する事業も可能な限り展開することとする。

(3) 住民や有識者等の意見の取り込み

大熊町第二次復興計画は、コンサルティング会社に事業を委託しつつ、民間委員も含めた 21 名の委員から成る復興計画検討委員会において協議し、町議会や福島大学の有識者等の御意見を伺いながら策定した。また、大熊中学校の生徒たちが、総合的な学習の時間で、町の復興について検討した成果や、町民アンケートの結果も取り込んで策定している。

このように、復興計画は、住民、民間企業、議会、有識者等の意見を十分に取り込んだ上で、今後 10 年の期間において、町で取り組むべき事業を整理したものとなっている。このため、総合戦略の策定に当たっても、復興計画の中から、5 年後の時点を目標として、地方創生に資する施策・事業を抽出して策定することが適当であると考えている。

また、復興計画の進捗状況は常に変化していることから、平成 28 年 3 月には実施計画（第一期）の策定を行い基本方針・理念を踏襲しつつ、計画と実施状況の確認と調整を実施している。

II. 総合戦略策定に当たっての基本方針

1. 第二次復興計画における基本方針の取り込み

(1) 基本方針

復興計画においては、以下に示す5つの考え方を基本方針として、計画の検討を行った。このため、町総合戦略においては、目標期間は5年としつつ、同様の基本方針の下で、戦略の検討を行う。

第二次復興計画の基本方針

① 計画期間 ～ビジョンは“長期目標”、第二次計画は“足元重視”～

復興まちづくりビジョンを反映しつつ、今後10年程度において取組む施策・事業を整理する。

② 計画描写の対象 ～大地への言及もするも、重点対象は“人”～

第二次復興計画は、「町民生活再建支援」「町土復興」の2本柱とし、「町民生活再建支援」に資する施策・事業の検討により力点を置く

(注) 第二次復興計画の対象者は、「東日本大震災発生時に大熊町民だった全ての人及び事業者」とする。

③ 環境変化の反映 ～影響大の変化の取り込み～

第一次計画策定後の政策動向（中間貯蔵施設、第四次追補等）及び国・県・周辺自治体等の施策展開等を踏まえ、施策・事業を検討する。

④ 施策の実施主体 ～復興の“仲間”をつくり、喚起～

町単独で行う施策・事業に加えて、国・県・周辺自治体・民間企業・町民等の関係者との連携や役割分担、関係者に対する要望及び実施にあたっての課題等の検討を行う。

⑤ 復興を後押しする構想等 ～復興の“トップランナー”になる～

「イノベーション・コースト構想」や「大熊・双葉ふるさと復興構想」に示された、復興に向けた国等からの後押しを受け、“復興の先導役”となり、町民の皆さまの暮らしと、町土・双葉郡全体の復興を牽引していく。

(2) 基本理念

第二次復興計画では、以下に掲げる2つの理念に基づいた施策・事業を推進していくこととしている。町総合戦略においても、同様の基本理念に基づき、基本目標や政策パッケージを検討する。

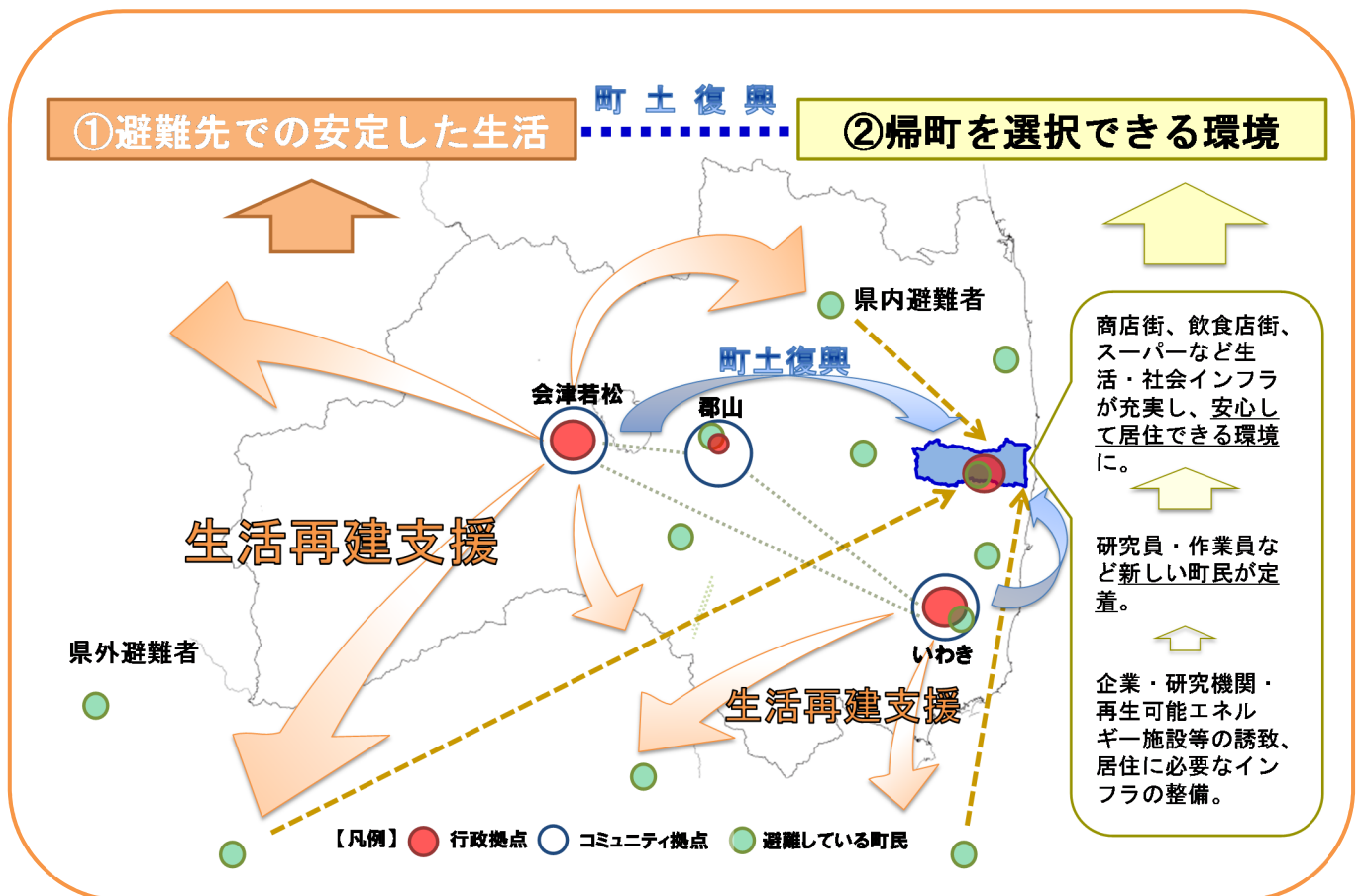
第二次復興計画の理念・方向性

① まずは、町民の「避難先での安定した生活」に資する生活再建支援策を実施。

長期に渡る避難生活において、町民が避難先で少しでも安定した生活を送ることができるよう、ニーズに応えた生活再建支援策を実施します。

② 町土復興を通し、将来的に町民に対する「帰町を選択できる環境」の提供を実現。

①と並行して、大熊町土において企業・研究機関・再生可能エネルギー施設等の誘致、居住に必要なインフラの整備を進め、研究員・作業員などの新しい町民の定着を通じて、商店街・飲食店街・スーパーなどの生活・社会インフラを充実させ、安心して居住できる環境づくりを進めます。このことを通じて、最終的に町民に対し「帰町を選択できる環境」の提供を実現していきます。



図表 第二次復興計画の理念と概念図

(3) 第二次復興計画期間において実現を目指す姿

第二次復興計画においては、「①避難先での安定した生活（町民生活）」と「②帰町を選択できる環境（町土復興）」ごとに、3年後・5年後・10年後の各時点において、以下のとおり「実現を目指す姿」を設定した。このため、町総合戦略においても、5年後に目指す姿を念頭に置きつつ、盛り込むべき施策・事業を検討する。

第二次復興計画期間において実現を目指す姿

	～3年後 (平成27年4月～平成30年3月)	～5年後 (平成30年4月～平成32年3月)	～10年後 (平成32年4月～平成37年3月)
町民生活	○長期避難生活の不安払拭。 必需サービス(住まい・医療・教育)の確保	○生活サービスの充実と町民コミュニティ運営支援の強化	○帰町選択を視野に入れたふるさとでの生活サービスの提供。
町土復興	○復興を加速化する産業・研究機関等の誘致推進	○新しい住民の定着と、安心して居住できる環境整備の推進	○大野駅周辺の公的機能回復。 下野上地区などの復興も順次進捗。

2. 実施計画とPDCA管理体制の構築

町では復興計画に基づき、毎年実施計画を策定しており、町民委員や福島大学の有識者等も交えた実施計画部会において、各事業の進捗状況の確認と行政評価を行ってきた。平成27年度からは、その手法を改め、実施計画中の重要施策を具体化するための4つのプロジェクトチームを立ち上げ、事業進捗状況に基づく具体的な計画内容の確認や調整を実施している。

町総合戦略については、実施計画に掲げられている各種事業から特に重要な施策を選定し、実施していくこととしている。また、その重要な施策については、町総合戦略で定めたKPI(重要業績評価指数)に基づく評価を重点的に行い、事業の追加・修正等の変更を実施していきながら、目標の達成を目指すものとする。その際の評価については、産業界・行政・教育機関・金融機関・労働団体・メディア関係者の参画による評価委員会の設置による仕組みづくりを構築する。

3. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則の実現

国の総合戦略においては、(自立性・将来性・地域性・直接性・結果重視)の政策5原則が掲げられている。当町としても、この5原則を十分に勘案した上で、実施すべき事業やPDCA管理体制を構築する。

(1) 自立性

第二次復興計画や町総合戦略に記載された、各事業に関するノウハウを持った民間活力を積極的に活用し、PPP・PFIなどの官民連携手法も選択肢に入れる。また、町の復興には不可欠な町民との連携・協働を図り、新しいまちづくりを進める。

(2) 将来性

町の大部分が帰還困難区域である当町にとって、町の復興は長期的な視点で考える必要があり、長期的方針については平成 26 年 3 月に「大熊町復興まちづくりビジョン」において示した。本戦略においては、ビジョンで示した長期的な視点を踏まえつつ、まずは「避難先での安定した生活」と「帰町を選択できる環境」という第二次復興計画の 2 つの理念の実現に向けて、5 年後を目標に取り組むべき事業を整理した。

(3) 地域性

避難先においては、町のマスコットキャラクターをモチーフとした起き上がり小法師など、避難先と連携した新たな観光資源の開発を進める。また、大熊町内においても、町の気候や風土を利用した新しい特産品開発の可能性について検討を進める。

さらに、双葉地方全体の復興の加速化に向けて、特に福島第一原子力発電所に最も近いという町の特徴を活かすことのできる事業を積極的に推進する。具体的には、廃炉・ロボット関連企業等の最先端技術の集積を目指す。

加えて、今後長期にわたる廃炉作業に協力し、廃炉対策に関わる市町村の中核として先導的な役割を担い、その姿勢と意志を国内外に強く発信する。また、国内外の原子力発電所の立地地域などに対し、東日本大震災での大熊町の経験を発信し、後世に教訓として伝えていく。

(4) 直接性

大熊町では既に、避難先におけるコミュニティ施設の整備の検討や、福島復興再生特別措置法の改正を受けた大熊町復興拠点の整備計画など、町の復興に直接つながる様々な事業を開始している。これらの事業について、スピード感を持って押し進められるよう、国・県の後押しを受け、かつ民間企業や町民等と連携を図りつつ、可及的速やかに実施していく。

(5) 結果重視

大熊町では、前述の PDCA 管理体制を平成 27 年度に構築し、この体制に基づき事業の効果や進捗状況の検証を進める。

ただし、当町では、全町避難中という状況下であり、区域見直し、除染の進み具合、中間貯蔵施設の建設など、事業計画の変更や一時停止を迫られることとなる外的要因が多数存在する。さらに、国・県の協力が必要であり町単独では推進できない事業や、双葉地方の広域連携が必要不可欠となる事業も多数存在する。このため、行政評価に当たっては、このような特殊状況を十分に勘案した上で、柔軟に町総合戦略の見直しを行っていく。

4. 大熊町における6つの基本目標

これまでに述べた町の現状を踏まえ、大熊町の基本目標は、第二次復興計画におけるリーディングプロジェクトを中心とすることとし、次に掲げる6つの基本目標を設定する。これらの基本目標と、国の総合戦略の基本目標《P4(2) 国の総合戦略との関係》との関係は以下のとおりである。

基本目標1 コミュニティ拠点の立ち上げ・整備を通じた町民の生活支援

④時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

基本目標2 避難先での暮らしの快適性向上

③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

④時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

基本目標3 大熊町の次世代を担う子どもたちの育成

③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標4 ふるさととの繋がり維持

②地方への新しい人の流れを作る

基本目標5 大川原を拠点とした町土の復興

①地方における安定した雇用を創出する

②地方への新しい人の流れを作る

基本目標6 安全・安心なまちづくりの推進

②地方への新しい人の流れを作る

④時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

III. 基本目標を達成するための政策パッケージ

基本目標1 1. コミュニティ拠点の立ち上げ・整備を通じた町民の生活支援

■ 背景と狙い

コミュニティ施設の設置とコミュニティ拠点の整備による町民生活のサポート

- 現在「行政拠点」が置かれている又は設置する予定の、会津若松市、いわき市、郡山市に「コミュニティ施設」を整備し、町民が、その地域の住民と共に集うことのできる場を提供する。同時に、3地区を「コミュニティ拠点」として位置付け、交流会・学習会・相談会等の実施を行うことで、町民の生活をサポートする拠点として整備を進める。
- さらに、その他の避難地域においても、復興公営住宅の集会所や多くの避難者が集まる地域でのイベント開催等を通じて、町民コミュニティの形成を図る。これらの町民コミュニティに対し、復興支援員の派遣などを実施し、町民相互の自立・絆を育む町民コミュニティの形成・維持を図る。

■ 目標に係るニーズ

分散避難する町民に対し、できる限りのサポートを実施

- 避難生活が長引き、町民が各地に分散して生活しているため、町としては、利用可能な資源を最大限活用し、可能な限り多くの地域で、町民が周辺地域の住民と共に集うことのできる場の提供を検討する必要がある。
- また、役場のマンパワーが不足している一方、町民にとって医療・福祉等を始めとする必需サービスの享受に不都合が生じている状況に鑑み、町として、コミュニティ拠点として整備する地区をあらかじめ指定することで、町としての方針を町民に示す必要がある。

(1) 基本的方向性

(ア) 行政拠点の配置とコミュニティ形成

福島県内を中心に、大熊町の役場機能を配置する「行政拠点」と、町民が集うことのできる場を提供するとともに町民の生活をサポートする「コミュニティ拠点」を設置する。

「行政拠点」と「コミュニティ拠点」の設置方針としては、以下の通りである。

① 行政拠点の配置の考え方

行政拠点については、町民の居住選択の動向等を踏まえつつ、段階的に大熊町土に近づいていく方針とする。

- 現状に鑑みて、当面の**行政拠点は、「会津若松市」と「いわき市」に置く**ことを想定する。
- 町民ニーズに応え、**いわき出張所の行政機能の拡充**を進める。

※平成28年度から避難町民が多い「いわき市」への行政機能の移転を進める。

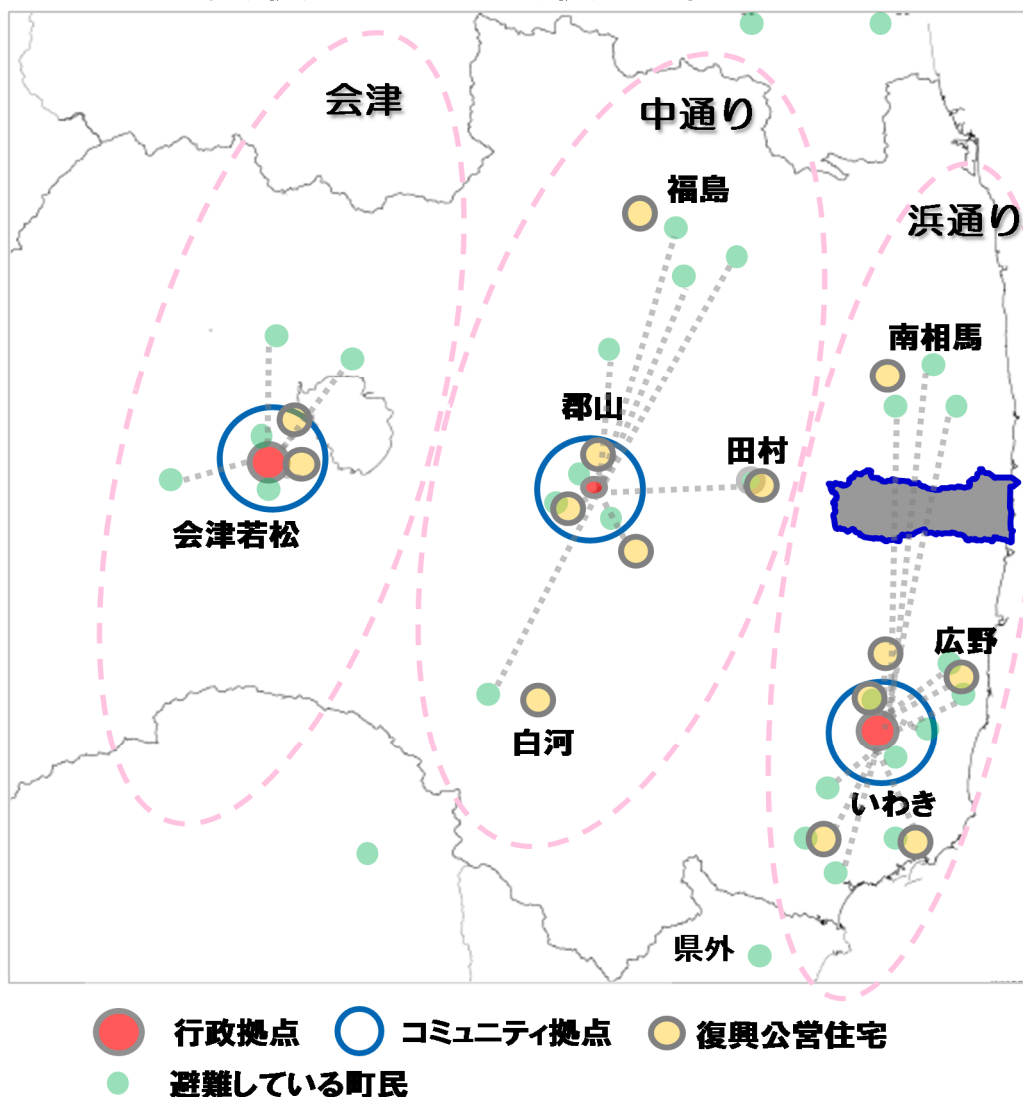
- 平成 28 年度に、二本松市の**中通り連絡事務所を郡山市に移転**する。
- 大熊町復興拠点（大川原地区）などの町土復興の進捗を見つつ、**大川原地区への行政拠点設置**を検討していく。

② コミュニティ形成の考え方

コミュニティ形成については、コミュニティ拠点を中心として、復興公営住宅の設置検討を進めている地域などにおいて、交流サロンの開催や生活サポートなどのサービスを提供していく。

- 拡散的に居住する町民の実情を踏まえ、大熊町民が集まって交流することができる**「コミュニティ拠点」を、会津若松市(会津)・郡山市(中通り)・いわき市(浜通り)の3箇所**に設置。
- その他の避難地域においても、復興公営住宅の集会所や多くの避難者が集まる地域でのイベント開催等を通じて、**町民コミュニティの形成**を図る。
- これらの町民コミュニティに対し、復興支援員の派遣などを実施し、町民相互の**自立・絆を育む町民コミュニティの形成・維持**を図る。

行政拠点・コミュニティ拠点の配置イメージ



(イ) 地域の実情に応じたコミュニティの形成

それぞれの地区周辺の機能集積度や居住する町民数、行政拠点からの距離等を踏まえ、「コミュニティ拠点での支援(①コミュニティ拠点型)」「復興公営住宅での支援(②サテライト型)」「巡回型イベントでの支援(③巡回型)」の3つを、コミュニティの類型として設定し、各地域の実情に対応したサービスの提供を目指す。

① コミュニティ拠点型

会津若松市・郡山市・いわき市の3地区をコミュニティ拠点として位置付け、大熊町営のコミュニティ施設を設置し、交流会・学習会・相談会などのイベントの開催等を実施する。

② サテライト型

復興公営住宅への居住者に対しては、主に復興公営住宅の集会所を活用し、交流会・学習会・相談会などのイベントの開催や、避難先での生活情報の提供などを行う。スタッフは常駐せず、必要に応じて巡回する体制を整える。

③ 巡回型

交流サロンや復興公営住宅は設置されていないものの、一定程度の町民が集住している地域や福島県外において、交流会・相談会等のイベントを年に1～2回程度開催する。

コミュニティの類型

類型	コミュニティ拠点での支援 (コミュニティ拠点型)	復興公営住宅での支援 (サテライト型)	巡回型イベントでの支援 (巡回型)
立地条件	会津若松・郡山・いわきの避難者の多い自治体へ、コミュニティ拠点を設置	復興公営住宅の集会所を活用。	コミュニティ施設や復興公営住宅は設置されていないものの、一定程度の町民が集住している地域でイベント形式で実施。
想定される立地 地区の候補	<ul style="list-style-type: none"> 会津若松市 郡山市 いわき市 	<ul style="list-style-type: none"> 福島市 南相馬市 田村市 広野町 白河市 など 	県内の一定程度の町民が集住している地域(喜多方市、相馬市)及び県外のイベントスペース
主な機能・ サービス	<ul style="list-style-type: none"> 交流サロン(交流会、学習会、相談会等のイベントを開催可能) 健康診断・介護予防 高齢者サポート拠点 子ども支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> 集会所(交流会、学習会、相談会等のイベントを開催可能) 町役場や避難先での生活情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 交流会、相談会等のイベント(年に1～2回程度開催)
想定される サービスレベル	<ul style="list-style-type: none"> 相当規模の収容能力を持つ集会所 数名の常勤スタッフが常駐 	<ul style="list-style-type: none"> 十～数十名規模の収容能力の集会所 コミュニティ拠点や社会福祉協議会のスタッフが必要に応じて巡回 	<ul style="list-style-type: none"> 非常設(年1～数回等)で会場賃借によりイベントを開催 規模は地区により異なる
備考	<ul style="list-style-type: none"> 復興公営住宅に併設される場合と、別物件よって設置される場合がある。 双葉地方での共同利用施設等の設置も検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政サービスだけでなく、民間事業者等による生活支援サービスを併せて提供する場合があります(重点施策を参照)。 	

3つのコミュニティ類型の整理



(2) 具体的な施策と重要業績評価指数 (KPI)

(ア) コミュニティ拠点の整備

① コミュニティ施設の立ち上げ

コミュニティ施設を会津若松市（会津）・郡山市（中通り）・いわき市（浜通り）の3地区に設置する。

重要業績評価指数 (KPI) :	・コミュニティ施設の利用者数 750 人/年
---------------------	------------------------

(イ) 町民コミュニティ支援

① 復興支援員制度の活用と町民コミュニティの形成・拡大

復興支援員制度等の活用や、コミュニティ活動におけるリーダーのサポート等を通し、避難者間や避難地域住民との主体的なコミュニティの形成促進を図る。

重要業績評価指数 (KPI) :	・避難者交流会の開催回数 100 回数/年 ・新しいグループ活動やコミュニティの形成 11 グループ
---------------------	--

(ウ) 交通・買い物の利便性向上

① 生活支援バス等の利便性向上

避難先の住宅と商業施設、公共機関等を結ぶ交通手段を確保し、オンデマンドタクシー等の利用検討を行い、交通や買い物における利便性の向上を図る。

重要業績評価指数 (KPI) :	・生活支援バスの乗車人数 会津若松市内 150 人/月
---------------------	--------------------------------

基本目標2 2. 避難先での暮らしの快適性向上

■ 背景と狙い

安心・快適・安定が確保された住環境を提供

- 現在、応急仮設住宅、借上げ住宅及び賃貸住宅等における避難生活が長期化している一方で、復興公営住宅の入居や東京電力による住宅確保損害賠償の受付も始まり、町民にとって新しい生活の再設計が必要な時期にきている。
- 町民に対して安心・快適・安定な生活ができる住環境の選択肢を提供するため、適切な情報提供、コミュニティ形成及び生活支援を行う基盤の構築を推進する。
- さらに、事業再開の支援や働く生きがいの再創出などにより、被災者の自立支援を促進し、心身の健康を取り戻す環境を構築する。

■ 目標に係るニーズ

長期間にわたり余儀なくされている不安定で窮屈な生活からの脱却

- 長期の避難生活で、多くの町民は、馴染みのない場所で、将来が見えない不安を抱えながら、不安定で窮屈な生活を余儀なくされており、ストレス関連疾患を発症した町民もいる。
- このような中、安心して快適に、また、一定以上の期間にわたって安定的に生活できる住環境が、早急かつ切実に求められている。
- これに加えて、労働意欲の低下による引きこもり等も懸念されており、働く生きがいの再創出も必要である。

(1) 基本的方向性

(ア) 住まいと生活に関する情報提供・相談窓口の強化

- 避難先の自治体や事業者と順次連携しながら、不動産を始めとして、心身の健康、生きがい、行政手続きなどに関する情報提供や相談対応を行う窓口（電話、インターネット（タブレットを含む）、資料郵送等）について、大熊町単独ではなく、他の被災自治体と連携していく。

(イ) 生きがいを再発見するコミュニティ情報の発信・形成

- 市民農園、生涯学習、パークゴルフ、体操といった、趣味・文化・芸術等の共通のテーマで集うコミュニティの形成とその情報発信を通じて、町民の生きがいの再発見を促進する。生活支援サービスのボランティア登録も生きがい形成に寄与する。
- また、事業再開支援コーディネーターの育成や、町が関係する事業の情報提供などを通して、事業再建や働く生きがいの再創出を支援する。

(ウ) 安心生活基盤の構築

- 民間事業者等とも連携し、交流機能に加えて、健康・福祉・介護（巡回健診、介護予防等）、交通・物流（バス、有償乗合送迎、宅配、移動販売等）などの生活支援サービスをコミュニティ施設や復興公営住宅の集会所を中心に提供する。

- コミュニティ施設を利用しながら、復興支援員やNPO、登録制のボランティア等が、多様なニーズに応えた生活支援サービスを提供する。

(2) 具体的な施策と重要業績評価指数 (KPI)

(ア) ことろとからだの健康

① 避難先での医療環境の充実

長引く避難生活により、健康状態の悪化が懸念される一方で、健診の受診率の低下や、その後の特定保健指導が出来ていないといった課題がある。また、総合健診の会場は全て賃貸で実施しており、安定して使用できる施設の整備が望ましい。このため、コミュニティ拠点を中心とした健診受診環境の確保や保健指導体制の強化に努める。

重要業績評価指数 (KPI) :	・総合健診の受診率目標 50%/年
---------------------	-------------------

② 放射線健康対策に係る事業

放射線による健康被害に対する不安に対し、正しい放射線被ばく量の把握や、放射線に対する正しい知識の普及を図る。

重要業績評価指数 (KPI) :	・広報紙を通じた放射線等に関する情報提供 12回/年 ・個人線量計の貸与率目標(対象者:18歳以下及び妊婦) 0% (不安無く生活できることが目標)
---------------------	---

(イ) 福祉や生活支援・相談機能の充実

① 介護予防、健康増進事業や障がい者福祉の充実

長引く避難生活により、支援を必要とする介護予備群の増加が懸念されており、介護予防・健康増進事業の推進が必要である。

また、避難先では、双葉地方の他の自治体と共通の課題を抱えている場合が多い。特に施設や専門職が不足する医療・福祉分野においては、広域連携による環境の整備が必須である。

重要業績評価指数 (KPI) :	・介護予防教室の開催 100回/年 ・介護認定者の認定率 18.04%
---------------------	--

② 見守り・ケア体制の充実

震災後、高齢者のみの世帯が増加したこと等を踏まえ、生活支援相談員による個別訪問や、安否確認システムの強化など、見守り・ケアの体制の充実が必要である。

重要業績評価指数 (KPI) :	・生活支援相談員等の確保 現状29名のところ、5年後に38名まで増加 ・見守り機能付通信端末配布と利用 現状300台のところ5年後に800台
---------------------	---

(ウ) 安全・安心・快適な住まいの提供

① 復興公営住宅の整備と応急仮設住宅からの移転の促進

家族構成の変化により家庭の中の介護力は低下しており、高齢者向けのサービスが付いた復興公営住宅の整備が必要。また、町の復興を果たす過程において、応急仮設住宅等の解消は必須であり、ニーズのある市町村への復興公営住宅の建設と、移転の促進を図る必要がある。

重要業績評価指数 (KPI) :	・応急仮設住宅等の入居者数の減少 5年後に50%解消
---------------------	-------------------------------

(エ) 避難先での事業再開支援

避難先において、事業再建や新規創業を行う企業を支援する事業再建コーディネーターの育成や、国の補助事業に関する情報提供、営農再開支援を行うことで、事業再建の円滑化を図る。これらの事業を通し、被災者の自立促進や働く生きがいの創出を図る。

重要業績評価指数 (KPI) :	・事業再開企業等の数 150件
---------------------	-----------------

(オ) タブレット型情報端末の強化

避難先の町民が抱える、住まいや生活に関する不安への対応や、生きがいを再発見のための情報提供手段として、町のホームページを閲覧でき、また、インターネット上の各種情報を利用できるタブレット端末を無償で利用希望者に配布している。現在利用が低迷しているが、システムの更新に合わせた新たなコンテンツの提供により、町民に親しみやすく使い勝手の良い情報提供環境の構築を図る。

重要業績評価指数 (KPI) :	・タブレット型情報端末の目標利用率 50%
---------------------	-----------------------

■ 背景と狙い

将来の大熊町のリーダーとなる人材の育成

- かつて大熊町で過ごしてきた子どもたちは、原子力災害による避難や避難先での様々なストレスにより、大きな心身の負担を抱えている。このような特殊な環境下での生活が、長期間続くことにより、子どもの発育・成長・教育などに影響を及ぼすことへの懸念がある。
- このような状況を踏まえ、子どもたちが安心して学び、遊べる場を整備し、夢や希望を自由に描けるような環境を提供する。同時に、町に対する子どもたちの郷土愛を育てていくことにより、自尊心に溢れ、ふるさとや震災前に共に過ごしてきた仲間たちを尊重しつつも、様々な分野で活躍するおおくまっこを世の中に輩出し、将来の大熊町を支える担い手を育成していく。

■ 目標に係るニーズ

子どもたちの夢や希望の醸成、郷土に対する関心の惹起

- 大熊町というふるさとを離れ、避難生活という特殊な環境下に置かれている子どもたちに対し、将来の夢や希望を醸成する場を提供し、健全育成を確保することが必要である。
- また、大熊町の復興のためには、子どもたちの夢や希望の醸成だけでなく、郷土教育を通して郷土に対する関心を呼び起こすことにより、将来の大熊町を支える担い手を育成する必要がある。

(1) 基本的方向性

(ア) 自尊心を保つための心のサポート

- 避難やいじめ等による心身のストレスを軽減するため、従来から実施している子どものケアサポート等を引き続き実施する。

(イ) ふるさとのおおくまの伝承

- 町立学校における授業、文化祭での民話発表、大人と子どものふれあいイベント等による郷土教育を通し、震災以前の大熊の魅力等を伝承し、大熊町がふるさとであることの意識を醸成する。

(ウ) 学びの糧となる多様な主体との連携

- 県立中高一貫校「ふたば未来学園」と連携し、ふくしま応援団等を通じた町立学校への講師派遣を検討する。また、大学や企業等と連携し、先端の知識の学習や、職業体験プログラム等を通じた実践力の養成の機会を提供する。

(エ) きらりと光る特技を持ったおおくまっこの育成

- 福祉・介護分野、原子力関連の専門人材の養成や、海外でも活躍できるグローバルな人材の育成を行う。また、特技を見出し育成する場として、町立学校の独自性を活用する。

(2) 具体的な施策と重要業績評価指数 (KPI)

(ア) 子ども・子育て支援の充実

① 自尊心を保つための心のサポート

避難やいじめ等による心身のストレスを軽減するための子どもと保護者のケアサポート等を実施する。

重要業績評価指数 (KPI) :	・スクールソーシャルワーカーの配置 会津若松市 1名 いわき市 1名
---------------------	--

② 育児相談会や親子の交流の場の提供

避難先での育児不安、ストレス等の軽減を図る。

重要業績評価指数 (KPI) :	・母親悩み相談会及び育児相談会の開催 会津若松市内 12回/年 いわき市内 20回/年（避難自治体共同開催）
---------------------	--

(イ) ふるさとの伝承

① 大熊町の歴史、文化を知る場の提供

町立学校における授業、文化祭での民話発表、大人と子どものふれあいイベント等による郷土教育を通し、震災以前の大熊町の魅力等を次世代に伝承する。

重要業績評価指数 (KPI) :	・ふるさと創造学の授業時間 中学校 1年生 50時間/年 2・3年生 70時間/年 小学生 3～6年生 70時間/年 ・ふるさと伝承に係るイベント数 10回/年
---------------------	---

② 子どもの交流・再開の支援

震災後、分散して避難している友達や、転校を余儀なくされた友達と再開できる場を提供する。

重要業績評価指数 (KPI) :	・おおくまっ子みんな集まれ事業 参加率 10%
---------------------	-------------------------

(ウ) 教育環境の整備・発展

① 学びの糧となる多様な主体との連携

町立の小・中学校生の学びの糧として、大学、企業等と連携し講師派遣等により多様な学習プログラムを提供する。

重要業績評価指数 (KPI) :	・町立学校への講師派遣 中学生 13回/年 小学生 13回/年
---------------------	------------------------------------

② きらりと光る特技を持ったおおくまっこの育成

福祉・介護分野、原子力発電関連の専門人材の養成や、海外でも活躍できるグローバルな人材の育成を行う。また、特技を見出し育成する場として、町立学校の独自性を活用する。

重要業績評価指数(KPI) :	・グローバル人材育成教室の開催	2回
-----------------	-----------------	----

(エ) 生涯学習の推進

町民同士の交流、心のケア、生きがい作り及び憩いの場の提供等を目的として、学校等も巻き込み、伝統・文化、スポーツ等、多様な生涯学習事業を展開する。

重要業績評価指数(KPI) :	・各事業への参加者数の向上	
	フレンドリー教室	15人/回
	おおくまワンダーランド	30人/回
	ミニ文化展	300人(来場者)
	町民パークゴルフ	80人

基本目標4 4. ふるさととの繋がり維持

■ 背景と狙い

町民同士のつながりを大切にし、「大熊町」への愛着を高めていく

- 避難から相当の期間が経過し、町民としての意識や町民同士のつながりが薄れつつある。また、帰還困難区域に指定されたエリアでの墓参りが困難であることが、町民と大熊町とのつながりを弱めていることや、今後大熊町民への愛着が希薄化していくことを問題視する声もある。さらに、長期的には「大熊町を知らない世代」が増加することとなる。
- 町土の復興は長期的な観点で検討せざるを得ない中で、「大熊町民」であることの誇りや町民同士のつながりを長期的に維持・醸成していくため、町民自らが町の復興に参加したり、町土に足を運ぶことにより、復興の息吹を体感できる環境作りを推進する。

■ 目標に係るニーズ

町民が主体的にきずなを維持・醸成していくための仕掛け作り

- 大熊町の復興のためには、町土から離れた暮らしが継続する中でも、町民の誇り、町への関心を回復・維持し、さらに、町の魅力や歴史を後世にも伝えていくことが必要である。
- そのために、町に関する情報発信の強化を始め、町のこれからについて町民同士が建設的に考える機会や、町民が町土に足を運ぶ機会を作り、町民自らがきずなを維持・醸成するための自発的な行動を行っていくことが必要である。

(1) 基本的方向性

(ア) 大熊町の復興の足取りを知るための新たな環境整備

- 大熊町上空から町の様子発信（例：無人機（UAV）の活用）や町内訪問バスの定期運行、浜通りツアーの開催、スマートフォンを通じた役場情報やイベント情報等の発信（例：YouTube や SNS の活用）。

(イ) おおくま“絆・まち”づくりプロジェクト(仮称)の発足

- 大熊町のきずなの維持や、町土復興のためのまちづくりのあり方の検討、町独自の文化・芸能の保存・継承等を実践する町民参加型のプロジェクトチームの立ち上げを促進する。

(ウ) 大熊町の復興の象徴となる取組の促進

- 民芸品製作等を通して、町復興のメッセージを、町民を含め、国内外に対し発信していく。

(エ) 町内墓地の整備

- 大川原地区に町立の新たな共同墓地を整備するとともに、墓参者のための宿泊所や交流スペース等の機能を有する施設の設置検討を行う。

(2) 具体的な施策と重要業績評価指数 (KPI)

(ア) 復興への機運を育む施設等の整備

町土復興の進展に合わせた町営墓地の整備によって、離れて暮らす町民が、町土に足を運ぶことでふるさととの繋がりを保てる環境づくりの一つとする。

重要業績評価指数 (KPI) :	・町営墓地の整備 400 区画 (平成 29 年度を目標)
---------------------	-------------------------------

(イ) 町と町民のつながりを維持する取組みの促進

町内復興の進捗状況に関する情報を Facebook 等によって提供することで、町土との繋がりを絶やさない取組みを実施し、帰町意識の向上を図る。また、大熊町の復興の象徴となる取組みとしておおちゃん小法師の絵付け会の開催を行い、町復興のメッセージを、町民を含め、国内外に発信していく。

重要業績評価指数 (KPI) :	・おおちゃん小法師絵付け会の開催 10 回/年 ・大熊町 Facebook の登録者数 1,000 人
---------------------	--

基本目標5 5. 大川原を拠点とした町土の復興

■ 背景と狙い、コンセプト

大川原地区の復興まちづくりを加速化させつつ、それ以外の地区の復興にも着手

- 大熊町は、平成 26 年 3 月に、空間放射線量が相対的に低い大川原地区に、約 3,000 名が居住する「大熊町復興拠点」を整備する等の方針を示した『復興まちづくりビジョン』を策定した。大川原地区では、既に東京電力が廃炉作業等の従事者向けの給食センターの整備をしているほか、UR都市機構と復興まちづくりの基本計画検討に係る協定を締結するなど、復興まちづくりを進める取組みが動いている。
- 一方で、国からは、平成 26 年 6 月に「イノベーション・コースト構想」による浜通りの再生方針が、平成 26 年 8 月には「大熊・双葉ふるさと復興構想」が公表され、後者においては大川原地区の整備の具体化、基盤整備スケジュールの前倒し、帰還困難区域における除染等の考えが示された。
- このような状況を踏まえ、今後、町民による復興の機運を高め、新たな住民を受入れつつ、大熊町復興拠点の復興まちづくりを加速化させ、その動きを大川原地区以外にも波及させていくことで、新たなまちづくりを進めていく。

■ 目標に係るニーズ

町土全体を取り戻すため、町民による復興の機運醸成、新たな住民との共生が必要

- 大熊町の復興を実現させるためには、町民による復興の機運を高めていくことが不可欠であり、かつ、新たな住民と一体となったまちづくりが必要である。
- また、大熊町の町土全体を取り戻すため、大川原地区の復興の効果を、大川原地区の周辺地区にも波及させていく必要がある。

(1) 基本的方向性

(ア) 廃炉・ロボット関連の最先端技術の集積

- 福島第一原子力発電所に近いという特徴を活かし、廃炉・ロボット関連の研究機関・企業等を積極的に誘致し、最先端技術の集積を目指す。

(イ) 町民の生きがいや復興への機運を育む交流施設等の整備

- 植物工場や町民の交流施設等を整備し、町民の雇用と生きがいを育みつつ、復興への機運を高める。

(ウ) 植物を活用した農地の除染と先端農水畜産業の推進

- 帰還困難区域内の農地の一部などを活用して、土壌内の放射性物質を吸収するエネルギー作物の試験栽培を検討する。あわせて、アロマハーブ・花卉などの非食用作物の栽培による先端農業、沿道花壇の設置等も推進する。また、屋内で水産物の養殖等を検討する。

(エ) 再生可能エネルギー等を活用したまちづくりの推進

- 太陽光やバイオマスなどで生成した再生可能エネルギーの売電や地産地消等を進め、新しいエネルギーインフラを持つまちづくりを推進する。
- あわせて、CLT（木質材料）製造工場の整備による森林資源の有効活用と、林業の再生を図る。

(2) 具体的な施策と重要業績評価指数 (KPI)

(ア) 大熊町復興拠点(大川原地区)の整備

大熊町復興まちづくりビジョン（平成 26 年 3 月）において、大川原地区は、大熊町の第一の復興拠点として位置付けられた。また、平成 27 年 5 月の福島復興再生特別措置法の改正を受けて、復興拠点の整備は一層の加速化が可能となった。町としては引き続き、居住エリア、商業・公益施設エリア、産業施設エリアを備えた復興拠点の整備に向けて、各種の事業に取り組んでいく。

重要業績評価指数 (KPI) :	・復興拠点の整備目標年度 平成 30 年度
---------------------	-----------------------

(イ) 新産業の創設

① 除染、廃炉、ロボット、エネルギー等に関する最先端技術の集積

福島第一原子力発電所に近いという特徴を活かし、廃炉・ロボット関連の研究機関・企業等を積極的に誘致し、最先端技術の集積や、技術者の育成を目指す。これにより、町の復興の加速化を図る。

重要業績評価指数 (KPI) :	・大川原地区への企業誘致 3 社
---------------------	------------------

② 先端農水畜産業の推進

町内において比較的放射線量の低い大川原地区において、植物工場の建設や非食用作物の栽培など、先端農業への参入を図る。また、屋内における水産物の養殖による水産業の再生や、CLT 工場の設置による林業の再生を検討する。

重要業績評価指数 (KPI) :	・植物工場の設置による新規雇用の創出 40 名
---------------------	-------------------------

(ウ) 再生可能エネルギーの導入

大川原地区において農地を活用した太陽光発電施設を整備し、再生可能エネルギーの導入と農地保全を図る。また、再生可能エネルギーの売電や地産地消等を検討し、クリーンエネルギーによるまちづくりを進める。

重要業績評価指数 (KPI) :	・太陽光発電による収益 10,000 千円/年
---------------------	-------------------------

(エ) 町へのアクセス向上

常磐自動車道への大熊追加 IC や高速バス停留所の設置等により、大熊町へのアクセスの向上を図る。これにより、一時帰町者や廃炉作業に従事する作業員・研究員にとっての交通の利便性が向上し、復興の加速化が期待される。

重要業績評価指数 (KPI) :	・大熊追加 IC の利用者台数 1,700 台/日
---------------------	---------------------------

基本目標6 6. 安全・安心なまちづくりの推進

■ 背景と狙い

安心・安全のための防災拠点と情報連絡体制の構築

- ▶ 現在、多くの一時帰宅者及び発電所作業員等が、毎日町内に立入をしている。さらに大熊町は福島第一原子力発電所が立地する町として、今後様々な企業・研究機関や廃炉関連施設の誘致・建設を進めていく予定である。このような状況の中、町民や作業員等の安全を守るため、また将来の帰町という選択肢を確実なものとするため、町内に防災拠点を設置する必要性が高まっている。
- ▶ 特に原子力発電所の廃炉・汚染水対策では、安全性確保が何より重要である。町としては、国と東京電力が取り組む廃炉・汚染水対策の安全確保の状況を把握して情報発信を行うとともに、万が一の場合には、町民等への迅速かつ確実な情報連絡が実施できる体制を構築する。
- ▶ また原子力発電所の廃炉・汚染水対策は、国等の強力な後押しの下、最高水準の設備・機器、人員・ノウハウを集積させる必要がある。大熊町としても、本対策の基盤となる安心・安全確保について、国等との連携のもと、最高水準のバックアップ体制を目指していく。

■ 目標に係るニーズ

町民等の安全を守り、復興の加速化へとつなげる

- ▶ 新しい住民を受入れ、廃炉・ロボット関連企業等の最先端技術の集積を目指しつつ、将来的な帰町を目標とする大熊町として、万が一の際に町民や作業員等の安全を守るための防災拠点及び一時避難施設は、必要不可欠な施設である。
- ▶ さらに、廃炉・汚染水対策は、今後数十年にわたり継続され、1号機の建屋カバー解体を始めとして、新たな作業や困難な作業の実施が予想されるため、一時立入中の町民等の安全を確保するためには、発電所の状況を把握しつつ町民等への迅速・確実な情報連絡を行うことが重要である。

(1) 基本的方向性

(ア) 町内防災拠点及び一時避難施設の整備

- 原子力災害対応司令室、モニタリングポスト、津波監視カメラ、診療救急室、スクリーニング施設等を備え、原子力発電所や地震・津波の状況を常時監視し、緊急時対応を可能とすることにより、緊急時に町民等を確実に守ることのできる防災拠点を整備する。また、食糧の備蓄、電源の確保等により、万が一の際に、数日間避難することができる一時避難施設を整備する。

(イ) 廃炉・汚染水対策の状況に関する迅速・確実な情報発信

- 町内の防災行政無線を活用し、迅速・確実な連絡体制を確保しつつ、国や県に対して、非常時には、エリアメール等を活用し直ちに町内の町民等に連絡が入る体制の確保を要望す

る。状況に応じ、町独自のエリアメール配信についても検討を進める。

- タブレットを活用し、各地のモニタリングポストの数値を分かり易く示す等の取組を検討する。また、関係機関と連携し、廃炉・汚染水対策に関する情報発信の強化を検討する。

(ウ) 緊急時の道路網や避難の計画の策定

- 国及び県と協議しつつ、廃炉・汚染水対策の途上における事故や、地震・津波などの災害等が発生した際に、迅速かつ効率的な避難が可能となる道路網の整備と緊急時避難計画の策定を行う。

(エ) 廃炉対策に係る関係機関との連携及び町の教訓・防災対策の国内外への発信

- 国を始めとする関係機関の機能を防災拠点に設置する等、長期間にわたる廃炉作業に協力し、廃炉対策に関わる市町村の中核として先導的な役割を担い、その姿勢と意志を国内外に強く発信する。また、国内外の原子力発電所の立地地域などに対し、東日本大震災での大熊町の経験を発信し、後世に教訓として伝えていく。

(2) 具体的な施策と重要業績評価指数 (KPI)

(ア) 行政機能の設置と安全確保・防犯体制の強化

町の復興の加速化のため、大熊町役場の機能の一部を大川原地区に移転する。また、一時立ち入りをする町民や、従業員・作業員等の安全確保のための体制を強化する。

重要業績評価指数 (KPI) :	・大熊町役場機能の一部を大川原地区に移転 行政機能、警察・消防機能の設置 (平成 30 年度を目標)
---------------------	---

(イ) 東日本大震災や廃炉・汚染水対策に係る情報発信の強化

町民に対する、廃炉・汚染水対策に関する情報発信の強化を検討する。また、国内外の原子力発電所の立地地域などに対し、東日本大震災での大熊町の経験を発信し、後世に教訓として伝えていく。

重要業績評価指数 (KPI) :	・町の震災記録誌の発行 詳細版 500 部 概要版 5,500 部 ・アーカイブ施設整備による視察等の受け入れ 交流人口 20,000 人
---------------------	--

IV. 今後の検討課題・留意事項

本総合戦略をまとめるにあたり、未だ不確定な要素の存在により、大熊町だけでは明確な結論を得られなかった事項が多く存在する。この状況を踏まえ、町にとって大きな環境変化を伴う外部要因、本総合戦略を推進するにあたっての課題となる内部要因及び今後の検討課題・留意事項をまとめた。これらの検討課題・留意事項については、今後の環境変化も見据えながら、引き続き検討していくこととし、変化が生じた場合には、本総合戦略も柔軟に改訂していく必要がある。

1. 大きな環境変化を伴う要因への注視(外部要因)

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から相当な期間が経過を迎える中でも、依然として多くの町民の生活再建及び町土復興の見通しが立たない状況が続いている。そのような状況の下、次のような大きな環境変化を引き続き注視していく。

大きな環境変化を伴う外部要因(例)

- 帰還困難区域における除染の進展
- JR 常磐線の全線開通
- 新たな区域見直し
- 中間貯蔵施設に係る廃棄物の輸送や施設の安全確保、交付金等に関する協議
- 福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策の状況変化
- 賠償の継続期間
- 災害救助法の適用期間
- 復興集中期間の終了及び支援組織（復興庁等）の閉鎖 等

2. 第二次復興計画を推進するにあたっての体制・マンパワーの確保(内部要因)

本総合戦略に掲げた施策の推進にあたっては、町だけではなく、国・県等との連携や役割分担の下で進める必要がある。現状でも、国を挙げて浜通りの復興を推進することや、町の計画を踏まえつつ大熊町の復興を強力に推し進めていくことが示されている。

一方で、大熊町としても、掲げた施策を有効に展開し、目指す姿を実現するために、体制やマンパワーの確保・充実が必要となっている。本総合戦略の推進にあたっては、次に示すような検討を引き続き進める。

体制・マンパワー確保の課題(例)

- 会津若松・いわき・郡山に設置する「コミュニティ拠点」の円滑な運営に資する体制構築・人員確保
- 町民の居所選択動向やニーズを踏まえた「行政拠点配置・拡充」、及び「町の将来を担う職員」も含めた人材・担い手の確保
- 大熊町復興拠点（大川原地区）への行政機能設置に係る詳細検討（万が一の事態を想定した防災拠点機能等を含めた、具体的な機能構成や必要規模等の精査）
- 双葉郡内の他の自治体との連携内容等の精査、及び長期を見据えた広域行政方策検討・推進 等

3. 今後の検討課題・留意事項

① 帰町を選択しない世帯・個人への支援策の検討

長期避難生活が続く中、現実的には大熊町土への当面の帰町を前提としないという選択をする世帯・個人が多くなってきている。

今後、生活再建策等をより具体的に検討し、帰町を選択しない世帯・個人への支援方策を検討していく必要がある。

② 住民サービスと住民票の関係

町土を離れ、各地に分散した避難生活が長期化し、町民にとって、医療・福祉等を始めとする必需的な対人社会サービスの享受にも不都合が生じている状況が発生している。このような状況に対して、原子力災害避難者特例法による救済や、出張所などを通じた町におけるサービス提供を行っているものの、限界があるのが実情である。

したがって今後は、必需的な対人社会サービスを十分に受けるためには、避難先自治体への住民票の異動も一つの選択肢になる場合がある。

③ 自力での生活が困難な町民への支援重点化の検討

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から相当の期間が経過する中、自ら住居や職を確保し、生活再建を進めつつある町民が存在する。一方で、独居の高齢者、あるいは高齢者のみの世帯など、自力による生活が困難な町民も多数存在する。

避難生活の長期化が見通される中、このような自力での生活が困難な町民に、より重点をおいた支援を検討する必要がある。

④ 中間貯蔵施設によって土地・家屋を失う人向けの支援の検討

大熊町に中間貯蔵施設が設置されることに伴い、居住地（土地・家屋）を失う、又は長期間使用できなくなる町民が多数生じることとなる。さらに、除染による廃棄物の搬入が始まると、町内に多くの輸送車両が入ってくることが予想される。町としては、これらの環境変化に対応して、以下の対策を行っていく。

※町として対応すべき事項

- ・ 中間貯蔵施設予定地及び帰還困難区域に居住されていた方の町内代替地等の確保
- ・ 中間貯蔵施設の影響緩和のための全町民に対する支援（国交付金の活用）
- ・ 中間貯蔵施設に係る安全確保と町内の環境保全（安全協定）
- ・ 中間貯蔵施設の建設等状況の監視
- ・ 除染による廃棄物の輸送に関する協議
- ・ 地権者支援のための法律相談窓口の設置

なお、中間貯蔵施設等に係る交付金、及び原子力災害からの福島復興関係の交付金については、生活再建・地域振興や早期の帰還を目的として、ふるさととの結びつきを維持するための事業、生活空間の維持・向上のための事業、公益施設や公設民営施設等の施設整備、復興に必要な拠点の充実などの事業に利用されることが想定されている。

⑤ 双葉地方における広域連携のための合同拠点等の検討

大熊町だけでなく、双葉地方の町村もそれぞれ苦境に立たされている。双葉地方における被災者の避難生活の長期化が見通される中で、双葉地方としての共通課題や、一体として取り組んでいくべき事項も、今後生じるものと考えられる。

このような状況下、例えば双葉地方としてのさらなる連携を進めていくための拠点（合同庁舎や共同利用施設等）の設置や共同での事業（例：介護予防教室等）の開催等も検討していく必要がある。